

## 不適正表示に係る事業者名等の公表に関する実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、大阪市消費者保護条例（以下「条例」という。）第13条第2項又は第15条第2項の規定（以下「条例基準」という。）に違反した事業者（以下「事業者」という。）に関して、市長が条例第16条に規定する指導、勧告（以下「指導」、「勧告」という。）及び条例第32条に規定する公表（以下「公表」という。）を行うにあたって必要な事項を定める。

### (指 導)

第2条 指導を行う場合は、不適正表示是正指導書（別記第1号様式）で行うとともに、不適正表示是正回答書（別記第2号様式）を当該事業者に求めるものとする。

### (勧 告)

第3条 勧告は、事業者の提供する商品等が条例基準に違反し、当該違反の内容が著しく悪質であり、又は当該違反にかかる苦情が多数寄せられていると認めた場合及び指導にもかかわらず当該違反につき相当な期間内に必要な改善がなされない場合に行うものとする。

- 2 勧告を行うにあたり、当該違反について当該事業者に対して事情聴取を行うものとする。  
ただし、当該事業者が正当な理由なく事情聴取に応じない場合には、事情聴取は終了したものとみなす。
- 3 勧告を行う場合は、不適正表示是正勧告書（別記第3号様式）で行うとともに、不適正表示是正回答書（別記第4号様式）を当該事業者に求めるものとする。

### (公 表)

第4条 公表にあたり、条例第32条第2項に基づく当該事業者への意見の聴取は、出頭通知書（別記第5号様式）により当該事業者に出頭を求めて行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく出頭しない場合には、意見の聴取は終了したものとみなす。

- 2 公表を行う場合は、大阪市消費者保護条例施行規則第20条に基づく公報の登載のほか、広く市民に周知を図るため次に掲げる方法の中から必要に応じて行うものとする。
  - (1) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関への発表
  - (2) 印刷物、ホームページ、テレビ・ラジオ番組等による周知
  - (3) 関係行政機関並びに関係団体への通知

### 附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

第1号様式

不適正表示是正指導書

大市民第 号  
令和 年 月 日

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市長

次の商品等について、大阪市消費者保護条例第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反するものであると認められるので、同条例第16条の規定により、これを是正するよう指導します。是正措置については、不適正表示是正回答書（別添様式）をもって回答してください。

なお、この指導に従わない場合は、同条例第16条及び第32条第1項の規定により勧告、公表することがありますので、念のため申し添えます。

記

1. 対象商品等	
2. 該当項目	
3. 回答期限	令和 年 月 日

【回答郵送先及び問合せ先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンターITM棟3階

大阪市消費者センター 相談指導担当

TEL 06-6614-7523 担当：

第2号様式

令和 年 月 日

大阪市長様

住所又は事業所  
所 在 地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

不適正表示是正回答書

令和 年 月 日付大市民第 号で指導のありました不適正表示の  
是正について、次のとおり回答いたします。

記

1. 対象商品等	
2. 是正内容	
3. 実施日	令和 年 月 日

第3号様式

不適正表示是正勧告書

大市民第 号  
令和 年 月 日

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市長

次の商品等について、大阪市消費者保護条例第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反するものであると認められるので、同条例第16条の規定により、これを是正するよう勧告します。是正措置については、不適正表示是正回答書（別添様式）をもって回答してください。

なお、この勧告に従わない場合は、同条例第32条第1項の規定により氏名又は名称、商品名その他の必要な事項を公表することがありますので、念のため申し添えます。

記

1. 対象商品等	
2. 該当項目	
3. 回答期限	令和 年 月 日

【回答郵送先及び問合せ先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンターITM棟3階

大阪市消費者センター 相談指導担当

Tel 06-6614-7523 担当：

第4号様式

令和 年 月 日

大阪市長様

住所又は事業所  
所 在 地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

不適正表示是正回答書

令和 年 月 日付大市民第 号で勧告のありました不適正表示の  
是正について、次のとおり回答いたします。

記

1. 対象商品等	
2. 是正内容	
3. 実施日	令和 年 月 日

第5号様式

出頭通知書

大市民第 号  
令和 年 月 日

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市長

大阪市消費者保護条例第32条第2項の規定により、大市民第 号で勧告した不適正表示の是正についての意見の聴取を行うので、次により出頭されるよう通知します。

なお、指定した日時に出頭できないときは、その理由を付して 月 日までにご連絡ください。正当な理由なく出頭されない場合は、意見の聴取が行われたものとみなし、大阪市消費者保護条例第32条第1項の規定により、氏名又は名称、商品名その他の必要な事項を公表することがありますので、念のために申し添えます。

記

1. 出頭日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
2. 出頭場所	大阪市消費者センター 大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンターI TM棟3F 電話 06-6614-7523